

随伴用自動車へ

お客さんは乗ってはいけません！



代行業者へ要求しない！

代行業者は要求を受けない！

代行業者が、お客さんを随伴用自動車(代行業者の車)に同乗させてはいけません。

お客さんは、たとえ、わずかな距離でも同乗はできません。

※ 道路運送法第4条、同法第78条等の違反に該当します。

(罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 他)

群馬県 群馬県警察